

件名 「国際 VHF 無線の諸規制の緩和」に関する意見収集に寄せて

上記に関しヨットで航行中、実際に海上で経験した事例より意見を述べさせて頂きたいと存じます。

- 1、 伊豆の下田港を出向し大島の元町に向け航行中、急速に発達し南下中の寒冷前線とぶつかり大荒れとなった海上で何処から現れたのか海上保安庁の巡視艇が我々の風下側にびたりと付きしばらく伴走してくれました。巡視艇よりスピーカーにて何か話し掛けてきましたが、強烈な風波とカップを打つ雨音で聞き取れませんでした。

何処へ行くのか？

乗員は大丈夫か？

ヨットは大丈夫か？

等々、心配してくれていると勝手に思って感謝・感謝の心境でした。

海上での船間の通信手段が必要です。

- 2、 伊豆大島の北側と南側の海域は本船の運航が多く、危険の伴う海域です。商船に対し、私は権利艇であっても早めに回避動作を行うようにしています。しかし最近では商船側も早めに回避動作を取ることが多く両船が同時に回避することが多くなりました。

こうなると第3者の船にも影響が及ぶこともあります。

こちらが回避行動を行うことを相手船に知らせる通信手段が必要です。

結論 上記事例のいずれも船舶間の有効な通信手段があれば双方が理解することが出来ます。

それが国際 VHF 無線ですが、装備するには従事者資格・無線局資格・高価な無線機等問題が多すぎます。

諸外国ではこれらの問題が無く、快適に使用しております。

わが国においても諸外国と同様の使用環境を整えれば海難事故は減少します。

平成 20 年 6 月 6 日

新井 五一